

出会い・結婚相談事業委託業務 仕様書

1 事業の目的

本県における少子化対策の一環として、「かごしま出会いサポートセンター」（以下「センター」という。）を運営し、センターに導入した会員制の登録管理システム（以下「マッチングシステム」という。）により、結婚を希望する独身男女に対して、出会いのきっかけづくりをサポートするとともに、マナーセミナーによる機運醸成を図ることで、総合的な結婚支援施策を推進する。

2 委託業務の内容

(1) センターの設置及び運営

本事業を実施するため、センターを県内1か所に設置し、運用する。設置期間は委託内容と同一とする。

① 設置場所

鹿児島市

② 開所日時

月・火・水 10:00～18:00

土・日・祝日（木・金を除く） 10:00～17:00

③ 定休日

年末年始（12/29～翌1/3）、木・金

④ 実施体制

センターを維持・管理できる人員を配置すること。

また、当該事業においては、多数の個人情報を取り扱い、かつ個人の希望や悩みに寄り添うものであることから、弁護士等の専門家とアドバイザー契約を締結して助言指導を求めるなど、法的な問題を含めたトラブル未然防止対策を講じること。

(2) マッチングの実施

結婚を希望する独身男女を対象に会員募集を行い、マッチングシステムを活用した1対1のお引き合わせを行う。また、会員数の増加に伴い、ビッグデータ機能を導入し、会員情報の検索・閲覧・引き合わせ申込までを効率的に行う。

① センターホームページの管理

センターで実施する事業等の情報発信を行うホームページを管理する。

なお、当ホームページにおいて、会員の来所予約、仮登録を行えるものとする。

② マッチングシステムの管理

会員登録、お相手検索、お引合せの管理等を行うマッチングシステムを管理する。

③ 会員の募集

チラシの配布やセンターの認知度向上のための動画の作成、YouTube 等の SNS による広報等により、会員を募集する。

④ マッチングサポーターの募集

会員同士のお引合せの際に、立ち会い等のサポートをボランティアとして行う「マッチングサポーター」を募集する。

⑤ かがしま出会い応援団の募集

次の取組を行う企業や自治体を「かがしま出会い応援団」として募集する。

ア お引き合わせの場所の提供等

イ イベント場所の提供等

ウ 婚活・交流イベントの開催

⑥ かがしま結婚・子育てサポート宣言企業への情報提供

県では、平成 30 年度から従業員の結婚支援及び子育て支援に積極的に取り組む企業を「かがしま結婚・子育てサポート宣言企業」として登録を開始したことから、当該企業に対し結婚支援に関する必要な情報提供を行う。

(3) 市町村相談窓口の実施

センターから遠方に住む県民の利便性の向上を図り、鹿児島市以外の地域の会員を増やすため、出張窓口を実施する。

なお、実施にあたっては、県と詳細を協議することとし、広報の協力や実施場所の提供（無料又は減免）、市町村で開催するイベントとの同時開催など、円滑かつ効果的な取組となるよう、市町村と連携することとする。

内容：新規会員の登録，会員による閲覧，お引き合わせの申し込み

体制：会場 原則，無料又は減免となる施設を想定

人員 センター1名以上

広報 センターによる会員への連絡，県・市町村のホームページ，広報媒体の活用

回数：45回程度

内訳：通常開催

45回程度（本土 41回程度，大島 2回程度，西之表 2回程度）

(4) サポーターの育成研修及び交流会（意見交換会）の開催

会員同士のお引合せの際に，より円滑かつ効果的なお引合せにつながるようサポートするマッチングサポーターや，かごしま出会い応援団が行う婚活・交流イベントにおけるマッチング率を向上させるとともに，交際への移行を支援するイベントサポーターの育成研修を実施する。

なお，センターが結婚を希望する多くの方に利用されるためには，市町村や婚活サポーター，民間団体などとの有機的な連携のもと，周知が図られることが必要であることから，当該研修の参加対象の範囲をマッチングサポーター，イベントサポーターに限定せず開催する。

また，参加者同士が互いの活動について情報交換を行いながら，各自の活動を振り返り，取組内容を見直す機会とできるよう，研修に併せて交流会（意見交換会）も実施する。その他，実施にあたっては，県と詳細を協議する。

① サポーターの育成研修

開催回数：3回程度

対象：マッチングサポーター，イベントサポーター等

② サポーター意見交換会

開催回数：1回程度

対象：マッチングサポーター，イベントサポーター等

(5) 婚活マナーセミナーの開催

会員が婚活に必要なマナー等を学ぶ機会を設け、婚活に対する不安を軽減するために婚活マナーセミナーを開催する。なお、実施にあたっては、県と詳細を協議する。

開催回数：30人程度（原則としてマンツーマンでの開催）

対象：お引き合わせに臨む予定の会員等

(6) 婚活・交流イベントの開催

地域や職域ごとに開催する婚活イベントや、システムによるマッチングの登録がなくても参加できる会員限定の小規模イベントを開催し、会員の活動促進及び新規会員の増加を図る。なお、実施にあたっては、県と詳細を協議する。

① 地域・職域ごとに開催する婚活・交流イベント

開催回数：2回程度（1回あたり50人程度）

対象：20歳以上の独身者（イベント会員のみ対象）

② 少人数による婚活・交流イベント

開催回数：18回程度または延べ参加人数が180人程度

対象：20歳以上の独身者（イベント会員のみ対象）

③ 婚活・交流イベント開催の支援

かごしま出会い応援団（市町村・民間企業等）がイベントシステムを活用して開催する婚活・交流イベントをサポートする。

支援回数：12回程度

対象：かごしま出会い応援団主催の婚活・交流イベント

④ イベントサポーターの募集

かごしま出会い応援団が主催する婚活・交流イベントのサポートをボランティアとして行う「イベントサポーター」を募集する。

(7) 成婚者インタビューの情報発信

サポートセンターを利用して成婚された方々にアンケートやインタビューを行い、情報誌やサポートセンターのホームページ等に掲載することで、サポートセンターの認知度向上を図る。

(8) 広報

新規会員や婚活サポーターを確保するために、広報を行う。
広報にあたっては、若年層向けにSNS等を活用して行う。
なお、実施にあたっては、県と詳細を協議する。

(9) 結婚支援コンシェルジュの配置

結婚支援コンシェルジュの活用により、結婚支援に取り組む市町村の増加を図るとともに、自治体間だけでなく企業等との連携も視野に事業範囲の拡大を目指し、市町村が実施する結婚支援に対する取り組みの深化を図る。

また、センターの認知度向上や会員数の増加等を目的に、周知・広報を行う。

なお、配置にあたっては、県と詳細を協議する。

3 対象経費

(1) 経費の内容

委託事業の対象経費は、次のとおりとする。

「賃金」、「共済費」及び「報償費」等の人件費並びに「旅費」、「需用費」、「役務費」、「委託料」及び「使用料及び賃借料」等とする。

(2) 経費の具体例

費目	細目	具体例
人件費	賃金	職員等
	共済費	職員の健康保険料，雇用保険料
	報償費	研修会等の講師謝礼金
旅費		研修会の講師旅費や職員旅費等
需用費		消耗品費，印刷製本費
役務費		通信運搬費，広告料，損害等行事保険料
委託料		管理システム，ホームページの維持管理費等
使用料及び賃借料		機具，備品，会場等の借上料

4 その他

(1) 会員登録料

実施主体は、会員から登録料を徴収し、結婚支援システムの運用経費及び当該事業に充てることとする。登録金は1万円とし、有効期間は2年間とする。

(2) 企業協賛金

実施主体は、企業等からバナー広告その他の協賛金を徴して、本事業に附帯する事業及び関連する自主事業に要する経費に充てることができる。

(3) 上記(1)及び(2)を徴した場合は、本事業の実績報告に併せて、収支報告を行うものとする。

(4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとする。